

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

研究開発費処理と税務上の取扱い

《内容》

顧問先のA社は研究開発に使用する機械装置や器具備品等を購入しました。これらの研究開発用の資産は、研究開発プロジェクトチームの解散時には、これらを廃棄ないし売却することが見込まれています。このような状況で、これらの研究開発用資産の取得費については、企業会計基準に従い、「研究開発費」として費用処理しても構わないでしょうか。

このように企業会計上、これら研究開発用資産の取得費を「研究開発費」として費用処理した場合、税務上、仮に一時の費用処理ができないとした場合、減価償却上、「研究開発費」としての費用処理は、「償却費」として損金経理をしたものと認められるのでしょうか。

『答』

ご質問の研究開発用資産については、税務上は一時の費用処理は認められません。減価償却資産として計上し、その法定耐用年数で償却していく必要があります。

(解説)

1 企業会計上は特定の研究開発目的のみに使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等は、資産として計上することはできません。

これに対して税務上は、あくまでもその機能や属性が機械装置や特許権等である限り、すべて減価償却資産として計上しなければなりません。これは、その使用目的や使用期間にかかわらず、機能的・物理的にみて減価償却資産としての実体を備えていれば、減価償却資産としてその耐用年数に応じて償却すべきであるという考え方によるものと捉えられます。

したがって、ご質問の研究開発用資産については、税務上は一時の費用処理は認められません。減価償却資産として計上し、その法定耐用年数で償却していく必要があります。

2 ところが税務上、減価償却資産の償却費を損金算入するためには、「償却費として損金経理」をしなければなりません（法法31①）。

しかし、実務上、「償却費として損金経理」をしたことには特例が認められています。たとえば、減

償却資産の取得価額に算入すべき付随費用を原価外処理した場合、資本的支出とすべき費用を修繕費とした場合、ソフトウェアの取得価額に算入すべき金額を研究開発費として処理した場合等には、「償却費」の科目をもって損金経理していなくても、「償却費として損金経理」をしたものとして取り扱われます（法基通7-5-1）。

したがって、ご質問のケースにおいて、特定の研究開発専用の資産の取得費を「研究開発費」として費用処理することは、公正妥当な研究開発費会計基準にもとづくものですので、「研究開発費」としての費用処理は、「償却費として損金経理」をしたものとして取り扱ってよいと考えます。

3 なお、仮にその減価償却資産が耐用年数の償却途中で廃棄や売却が行われるとすれば、そのときに未償却の帳簿残高を損金にすればよいということです。

したがって、ご質問の研究開発用資産については、税務上は一時の費用処理は認められません。減価償却資産として計上し、その法定耐用年数で償却していく必要があります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。